

# (記入例)

書類番号：③

令和〇〇年〇〇月〇〇日

## 申告書（その1）

菊池市長 江頭 実様

住 所 菊池市隈府888番地

氏 名 (株)きくち環境クリーン

代表取締役 菊池 太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

私（法人である場合は、申請者及び法定代理人その他全ての役員）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）第7条第6項の規定による業を行うにあたり、下記の者が法第7条第5項第四号（欠格要件）の規定に該当しないことを申告します。

なお、下記の者が上記の規定に該当した場合、当該業の不許可並びに許可の取消等いかなる処分にも応じます。

記

番号	役職名	生年月日	本籍
	氏名		住所
1	代表取締役 菊池 太郎	S50.10.24	熊本県菊池市隈府〇〇〇番地 熊本県菊池市隈府 888 番地
2	取締役 山田 花子	S51.4.5	熊本県菊池市隈府〇〇〇番地 熊本県菊池市隈府 888 番地
3			
4			
5			
6			

※法人が、株主又は出資者となっている場合は記載不要。

# (記入例)

書類番号：④

令和〇〇年〇〇月〇〇日

## 申告書（その2）

菊池市長 江頭 実様

住 所 菊池市隈府888番地

氏 名 （株）きくち環境クリーン  
代表取締役 菊池 太郎  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

私は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）第7条第1項の規定による業を行なうにあたり、関係法令の遵守及び菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例及び条例施行規則に従い、誠実に業務を履行することを申告します。

なお、下記の不履行若しくは不誠実な対応が確認された場合、当該業の不許可並びに許可の取消等いかなる処分にも応じます。

記

### 1 収集運搬・処分に関する事項

- 菊池市（以下「市」という。）が定める一般廃棄物処理実施計画に基づき、取り扱う一般廃棄物については、常に生活環境保全上の支障（騒音・振動・悪臭など）が生じないうちに処理いたします。
- 一般廃棄物の収集運搬にあたっては、市から許可された車両を使用するとともに、許可を受けた廃棄物の種類及び区域以外の収集運搬は行いません。
- 当該業に関する一般廃棄物処理の帳簿等を作成し、毎月の処理実績を翌月 10 日までに市へ報告します。
- 排出事業者とトラブルが生じた場合は、自ら誠意を持って解決します。
- 収集運搬の際は、交通法規を厳守するとともに、指定された道路を通行し、車の割り込み運転・幅寄せ・あおり運転・車両後部テールゲートを開口したままの走行など、迷惑となる行為は行いません。

### 2 処理施設搬入に関する事項

- 菊池広域連合（以下、「連合」という。）の廃棄物処理施設への搬入にあたっては、市から許可された作業区域内で発生した一般廃棄物に限るものとし、他自治体区域等で発生した廃棄物と混載しません。
- 連合施設への搬入にあたっては、産業廃棄物が混入するがないように、排出事業者と協力して必要な対策を講じるとともに、弊社従業員に対する教育指導を適切に実施します。
- 一般廃棄物のうち、「燃やすごみ（生ごみ、木くず等）」は菊池環境工場クリーンの森合志へ、「資源物（古紙類・布類等）」及び「不燃物（家庭から排出される臨時家庭ごみに限る。）」は環境美化センターへ搬入します。（市又は連合が別に指示する場合を除く）
- 連合または市職員の指示に従って搬入するとともに、暴言・暴力・他の利用者の迷惑となる行為は行いません。
- 連合または市が行う搬入物検査（展開検査）について、正当な理由なく拒否せず、誠意をもって対応します。また、搬入物検査（展開検査）によって不適物と判断されたものは、持ち帰って適正処理するとともに、改善指導（行政指導）を受けた事項には速やかに対応します。